

第4号議案（令和4年度事業計画の件）

令和4年度事業計画（案）

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

（はじめに）

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、日本経済にも引き続き多大なる影響がありました。しかしながら、政府及び各自治体の各種施策や海外の経済活動の回復、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンや抗ウイルス薬の開発など、経済活動の回復に向けた動きが広がりつつあります。

連合会では、「人を大切に作る企業づくり」「人を大切に作る社会」をテーマとしてかけ、令和3年度にデジタル化及び働き方改革推進本部を設置し、各地域に根差した働き方改革の推進と、誰ひとり取り残さないデジタル化を実現するための支援を行うことを計画の一つに挙げています。

そのような状況のもと、今年度は次の課題を重点とし積極的に事業を展開して参ります。会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 行政手続きのデジタル化への対応について

電子申請を始めとした行政機関等のデジタル化に対応すべく希望する会員には、デジタル部会と所属支部が連携して支援活動を実施します。また、セキュリティ面等に配慮したデジタルツールを提供し、デジタル化への対応を推進します。

社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPⅡ）については、セキュリティ面の強化の一環として引き続き取得を促進します。

2. 倫理関係について

過年度の倫理研修未受講者に対して倫理研修を受講するよう通知し、倫理研修未受講者の減少に努めます。

3. 会館改修について

現在の会館は、会員への情報発信拠点であり、一般市民が利用する総合労働相談施設でもあります。事務局職員及び会員の安全確保を第一に、使いやすさに配慮したリニューアルを行います。

4. 研修について

デジタルツールの普及に伴い、様々なセミナーが共有可能な環境になってきたことを踏まえ、中部地域協議会との連携も視野に入れて実施します。

5. 業務開発について

民間企業主導型保育施設の労務監査や連合会が推奨する「社労士診断認証制度」については、連合会の動向を踏まえた上で、普及促進に向けた調査、検討等を実施します。

6. 広報関係について

ホームページを検証し、更なる利活用を図ります。特に対外広報だけでなく、会員サービスの視点も加えて効果的な事業を検討し、実施します。

7. 県会と支部のあり方、効率的な運営について

会費滞納等綱紀の問題については県会と各支部の連携した対応が重要と考え、また、社会構造や要望の変化に伴う業務の増大に対応すべく、県会役員の役割、あり方等、県会の効率的な運営について検討します。

8. 行政機関及び関係団体との交流について

静岡県社会保険労務士政治連盟との連携を強化し、静岡労働局ほか関係団体と意見交換会等を開催します。なお、神奈川県会との意見交換会は引き続き実施します。

1. 各委員会及び部会の事業計画

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の円滑な運営を図り、意見総括を行う。

① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直し

(イ) 会の実態に合わせた諸規程の見直しを図る。

(ロ) 法改正に伴う諸規程の見直しを図る。

ロ. 諸規程集のデジタル化

県会HP会員ページへ最新版が公開されているか確認の徹底を図る。

ハ. 「本会の効率的な組織運営」のための県会と支部のあり方について、また組織の最適化についての検討を行う。

② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費の納付状況を確認し、滞納者については会費滞納者対応マニュアルに則って対応する。

③ 厚生部会

イ. 第25回ボウリング大会

令和4年7月30日(土)

於：ボウルアピア静岡

備考：ボウルアピアは大型バスの駐車場がないという問題点がありますが、事前にバス会社に連絡をしておくことで対応は可能であることと、長年使用してきた会場であり勝手がわかっていること、キャンセル対応も可能なため開催場所に適していると判断しました。

ロ. 第25回グラウンドゴルフ大会

令和4年11月5日(土) (第2候補は11月12日(土))

於：藤枝総合運動公園

備考：東部や西部で開催をすると朝早く出発しないといけない支部が出てきてしまうため、藤枝で開催することがベストであると判断しました。

ハ. 第3回オンラインツアー

令和5年2月4日(土) (第2候補は2月11日、第3候補は2月18日(土))

於：オンライン

備考：コロナの感染状況を問わず開催できる事業のため今年度も計画致します。

コロナが収束した場合や薬の開発などで世の中の状況に変化があった場合には旅行などに変更するなどの柔軟な対応も検討したいと考えています。

(2) 広報委員会

「人を大切にする企業づくり」をテーマに、社会保険労務士の社会的意義を広く社会に発信するために、Web広告等の媒体を利用して県会事業を広報する。

また、引き続き会員への電子申請フォローアップやDXを推進し、デジタル化への対応を図る。

① デジタル部会

イ. 開業社会保険労務士の電子申請をサポートする体制を作る。

ロ. 会員にDX研修の期会を提供し、会員が今後押し寄せてくるデジタル化の迅速な対応ができるようにする。

② 広報部会

イ. 会報しずおかのホームページ掲載は、季刊ではなく隔月発行を目途にタイムリーな情報提供と更なる内容の充実を目指す。

ロ. ホームページのリニューアルを進め、アクセス向上のための各種広告を検証の上実施する。

ハ. 出前授業の講師研修会を実施する。

二. 会における広報活動について年間事業のスケジュールと広告の手法、費用をデータ化し、次年度以降に部会が参照できる基本情報を整理する。

(3) 業務委員会

デジタル化、働き方改革、関係法令の改正など社会保険労務士を取り巻く環境は大きく変化している。それらに対応した会員への情報提供と資質向上のための研修会開催等の事業の計画及び実施に努める。

① 業務研究部会

イ. コロナ禍における①社労士の役割②業務体制③バックアップ体制等の研究を行う。

(イ) 社労士事務所がコロナ禍でも継続していくために「事業承継」や「BCP対策」を含めてより広い範囲で研究していく。

② 研修部会

令和4年度の重点課題は下記の通りとする。

イ. 全国社会保険労務士会連合会が掲げる『「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へ』を実践し、持続可能な企業活動の確立に繋げるために必要な相談指導業務が出来るようになることを目的とする人事労務管理研修を行うこと。

ロ. 各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得することを目的とした研修を行うこと。

ハ. 会員の品位保持及び職業倫理の向上を図るための研修を行うこと。

ニ. 新たに入会した者が社労士として業務を行うにあたって必要な基礎知識を習得させるための研修を行うこと。

上記の目的を達成するために以下の研修会を実施する。

イ. 特別研修会

ロ. 必須研修会

ハ. 倫理研修会（5年に1度受講しなければならない研修）

ニ. 新入会員研修会

中部地域協議会研修事業合同委員会を通じて所属各県会と連携を図り、研修動画の共有化事業として会員に対する研修の提供に努める。

③ 相談員制度運営部会

イ. 相談員の資質向上及び次年度相談員の登録のための研修会を実施する。

ロ. 総合労働相談所を、県会館2階において原則毎週1回金曜日（午後）開設する。

ハ. 県立がんセンター、浜松医大附属病院に年金相談員を派遣して、年金相談会を年間各4回開設する。

ニ. 静岡県専門事業者団体連絡協議会「くらしの無料合同相談会」及び静岡県士業種連絡交流会「無料合同相談会」へ相談員を派遣する。

ホ. その他相談会が発生した場合に相談員を派遣する。

ヘ. ADR機関との有機的な連携や協力体制を強化する。

(イ) 労働相談員研修等を通じ、ADR機関の役割や活動内容について理解を深める。

(ロ) 社労士会労働紛争解決センター静岡のあっせん制度を問題解決の選択肢のひとつとして紹介できる体制を構築し、利用の促進を図る。

(4) 非常時災害対策委員会

次の事柄を検討 実施する。

イ. 第3回災害対策訓練 点呼 安否確認の計画 実施

ロ. 点呼後の災害対策本部 活動内容案 検討

ハ. 点呼後の災害対策支部 活動内容案 検討

ニ. 士業連絡会の連携強化のための調査、立案

(5) 社労士会労働紛争解決センター静岡

法務省の認証及び厚生労働省の指定機関として、社会保険労務士の専門性を活かし、広く国民の要望に応えるあっせんを行う。

また、全国社会保険労務士会連合会及び当会総合労働相談所と密接な連携を図り、社労士会労働紛争解決センター静岡に必要な業務運営を行う。

イ. 運営委員会の開催

ロ. あっせん実務研修会の開催

(イ) ロールプレイ研修

(ロ) あっせん相談員及び事務局専門職員の実務研修

(ハ) 本会会員を対象とした公開講座

ハ. 各種関係機関の連絡協議会等への参加及び連携強化

ニ. 県会との連携強化（総合労働相談員との連携）

ホ. あっせんの実施

ヘ. あっせん手続きに関する業務

(6) 綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

(7) 業務監察委員会

名称使用制限、業務制限等、社会保険労務士法違反にかかる事案について、会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、会員の不適切な情報発信に係る調査、審議を行う。

(8) 苦情処理調整委員会

本会、本会会員及び支部に関する苦情等についての審査、調査、調整を行う。

2. 全国社会保険労務士会連合会及び中部地域協議会への活動支援

- イ. 特別研修（能力担保研修）・試験の実施の受験案内配布等の協力
- ロ. 中部地域協議会主催の「労務管理研修会」の参加者募集の協力
- ハ. 中部地域協議会主催の「東海4県特別研修会」の参加者募集の協力

3. 行政等協力及び主務官庁、関係団体との連絡協議及び対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 行政等への協力

① 労働局関係

- イ. 労働保険年度更新業務
- ロ. 労働保険の適用促進
- ハ. 法改正についての会員への周知
- ニ. 紛争調整委員会への委員の推薦
- ホ. 静岡地方労働審議会への協力
- ヘ. 労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザーの推薦等
- ト. ハローワークにおける雇用保険・年金等アドバイザーおよび電子申請アドバイザーの推薦
- チ. 「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」に対する医療労務管理アドバイザーの推薦

② 日本年金機構関係

- イ. 健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所の適用促進業務の推進
- ロ. 法改正についての会員への周知
- ハ. 各種届出の申請に対する指導
- ニ. 年金事務所における年金相談業務

③ 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正についての会員への周知
- ロ. 各種届出の申請に対する指導

④ 静岡県関係

- イ. 経済産業部就業支援局への中小企業労働施策アドバイザー等の推薦

(2) その他対外活動

- イ. 静岡SR経営労務センターへの支援
- ロ. 連合静岡との連携
- ハ. 静岡県専門事業者団体連絡協議会への協力
- ニ. 静岡県士業種連絡交流会への協力
- ホ. 静岡県災害対策士業連絡会への協力
- ヘ. 行政官庁等の行う大会、シンポジウムへの参加
- ト. 第3回 神奈川静岡連絡交流会の開催
- チ. 静岡地方裁判所委員会への協力

4. その他

- イ. 「会報しずおか」をはじめ各種媒体を通じ、日常的に当会と制度のPRを実施する。
- ロ. 行政関係の情報の周知に努める。
- ハ. 参考図書、必要文献の斡旋・普及に努める。

5. 全国社会保険労務士会連合会からの受託業務

(1) 社会保険労務士試験の実施にかかる協力

令和4年8月28日(日)に行われる社会保険労務士試験の受験者への受験案内配布等の協力を
をする。

令和4年4月 試験公示・受験案内配布

令和4年5月 受験申し込み受付に伴う説明・助言等

(2) 街角の年金相談センター

静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松(オフィス)」の
運営について、引き続き受託する。

6. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所における年金相談窓口等の運営を行う。